

# 令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

記載のしかたはこちら

## 基・配・所

二次元  
コード

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
給与の支払者の 法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます)が記載してください。	
給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所	
税務署長	あなたの住所	

### ～記載に当たってのご注意～

- 「基礎控除申告書」と「配偶者控除申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
  - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,805万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の順に記載してください。
  - 上記①以外である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除申告書」を記載する必要はありません。)
- 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることができます。

### ◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①+②の合計額)		

○ 控除額の計算

判定	定額減税対象
□ 900万円以下	(A) 48万円
□ 900万円超 950万円以下	(B) 48万円
□ 950万円超 1,000万円以下	(C) 48万円
□ 1,000万円超 1,805万円以下	(D) 48万円
□ 1,805万円超 2,400万円以下	48万円
□ 2,400万円超 2,450万円以下	32万円
□ 2,450万円超 2,500万円以下	16万円

※「区分Ⅰ」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

区分Ⅰ	基礎控除の額	本人定額減税対象
(左のA～Dを記載)	円	円

### ◆ 給与所得者の配偶者控除申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書(同一生計配偶者に係る申告) ◆

○「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができます。

○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。

○ **配偶者の氏名等**

配偶者の氏名 (フリガナ)	配偶者の生年月日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	明・大・昭・平 年 月 日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非・居・住・者 である配偶者

○ **配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算**

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①+②の合計額)		

○ **控除額の計算**

判定	定額減税対象
□ 48万円以下かつ年齢70歳以上 □ (昭30.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》	(①)
□ 48万円以下かつ年齢70歳未満	(②)
□ 48万円超95万円以下	(③)
□ 95万円超133万円以下	(④)

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」及び「配偶者定額減税対象」欄は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

○ **配偶者控除の額** (配偶者特別控除の額) (配偶者定額減税対象) (配偶者特別控除の額) (配偶者定額減税対象) (配偶者特別控除の額) (配偶者定額減税対象)

区分Ⅱ	配偶者特別控除
①	48万円
②	32万円
③	16万円
④	16万円

※「配偶者控除の額」及び「配偶者特別控除の額」は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

○ **控除額の計算**

区分Ⅱ	配偶者特別控除
①	48万円
②	32万円
③	16万円
④	16万円

※「配偶者控除の額」及び「配偶者特別控除の額」は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

○ **配偶者控除の額** (配偶者特別控除の額) (配偶者定額減税対象) (配偶者特別控除の額) (配偶者定額減税対象) (配偶者特別控除の額) (配偶者定額減税対象)

配偶者控除の額	配偶者特別控除の額	配偶者定額減税対象
円	円	円

※ (A)～(D)であり、かつ、①～④であればチェック

### ◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が950万円以下の場合、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することでも差し支えありません。)

○ 要件「欄」の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付けて記載してください。なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	あなた自身が特別障害者	左記の者の生年月日
☆ 扶養親族等	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	明・大・昭 年 月 日
☆ 扶養親族等	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	右記の者の会社 所得金額(見附欄)
☆ 扶養親族等	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	右記の者の会社 所得金額(見附欄)

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

○この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。